

## 宮城県柴田農林高等学校川崎校部活動ガイドライン

宮城県柴田農林高等学校川崎校部活動ガイドライン策定の趣旨等

- 1 適切な部活動運営のための体制整備
  - (1) 「宮城県柴田農林高等学校川崎校部活動ガイドライン」の策定等
  - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み
- 3 適切な休養日等の設定
- 4 学校単位で参加する大会等の見直し

### 柴田農林高等学校川崎校部活動ガイドライン(以下、『川崎校ガイドライン』という)策定の趣旨

川崎校ガイドラインは、部活動が学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的、自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資するものという観点に立ち、教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むことを目指す。

### 1 適切な運営のための体制整備

(1) 「宮城県柴田農林高等学校川崎校部活動ガイドライン」の策定等

ア 平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(以下、『国ガイドライン』という。)」に則り、県の「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き(以下、『県ガイドライン』という。)」を参考に、文化部活動についても、その特性を踏まえ、「宮城県柴田農林高等学校川崎校部活動ガイドライン(以下、『川崎校ガイドライン』という。)」を策定する。

イ 「県ガイドライン」に則り「学校部活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 顧問は、年度当初に、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会等日程)を作成し、管理職に提出した上で、生徒に配布する。

エ 顧問は、翌月までの部活動実施計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、管理職に提出した上で、前月末までに生徒に配布する。

オ 管理職は、毎月の活動状況を確認する。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 生徒や教員の人数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動に取り組めるようにする。
- エ 顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに部活動の適切な運営に係る研修等に必要に応じて参加する。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

### (1) 適切な指導の実施

- ア 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。部活動顧問は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。さらに、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、生徒の発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。
  - ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は、少なくとも1日を休養日とすることを基本とする(大会、コンクール、地域のイベントを除く)。週末に大会参加等で2日活動した場合は、休養日を次の週に振り替える。

- イ 長期休業中は、その意義を踏まえ、まとまった休養日を設ける。
- ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学期中の土曜日及び日曜日・祝日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 「学校部活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、「県ガイドライン」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- (3) 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ工夫する。例えば、定期考査前や定期考査中の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けたり、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めたりする。
- (4) 年間を通して様々な大会があるが、上記の基準だけでは生徒・保護者のニーズに对应られない現状がある。したがって、このような時期には「ハイシーズン」として活動日を増やし、それ以外の時期には休養日を十分に確保する。

#### **4 学校単位で参加する大会等の見直し**

生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

＜附＞本「川崎校ガイドライン」は平成31年4月1日より施行する。

#### **【参考文献】**

\*平成30年3月

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁)

\*平成30年3月

宮城県部活動ガイドライン及び部活動の指導の手引き(宮城県教育委員会)